# 売 買 契 約 書

売主○○　○○と買主○○　○○は、次の目的物の売買について、次のとおり契約する。

| | |
|---|---|
| **機械・設備の名称** | |
| **数量** | |
| **型式・製造番号** | |
| **代金** | 金　　円 |
| **支払方法** | 回の分割払い（別紙支払予定表のとおり） |
| **引渡し** | 年　月　日 |

1. 売主（以下「甲」という。）は、前記の目的物（以下「本物件」という。）を買主（以下「乙」という。）に売り渡し、乙はこれを買い受ける。
2. 乙は、代金を　年　月　日から毎月、別紙支払予定表のとおり　回に分けて、甲の指定する次の口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。（　銀行　支店　普通　）
3. 甲は、　年　月　日に、前記の場所で本物件を乙に引き渡す。
4. 本物件の所有権は、引渡しの時に甲から乙に移転する。
5. 本物件の引渡し前に、甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって本物件が滅失し、又は損傷したときは、その損失は甲の負担とする。
6. 乙は、本物件を受け取ったときは遅滞なく検査し、種類、品質又は数量について契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちに甲に通知する。
7. 本物件が種類、品質又は数量について契約の内容に適合しないときは、乙は、引渡しの日から　か月以内に甲に通知した場合に限り、修補、代替物の引渡し、代金の減額、損害賠償又は解除を求めることができる。ただし、甲がその不適合を知りながら告げなかったときは、この限りでない。
8. 乙が分割金の支払を2回以上怠ったときは、乙は当然に期限の利益を失い、残額を直ちに甲に支払う。
9. 甲又は乙がこの契約に違反し、相当の期間を定めて催告してもその期間内に是正しないときは、相手方はこの契約を解除することができる。
0. この契約に定めのない事項は、甲と乙が誠意をもって協議して決める。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲と乙が署名押印のうえ、各1通を保有する。

年　月　日

**甲（売主）**

住所

氏名（名称）　　印

**乙（買主）**

住所

氏名（名称）　　印